

嘱託職員募集について

1. 採用予定人員 日常生活自立支援事業 生活支援員 1名
2. 雇用期間 令和7年8月1日又は9月1日～令和8年3月31日まで
（業務等の必要に応じて雇用期間の更新を行い、5年以上継続雇用の場合、無期雇用への変更制度があります）
3. 業務内容 （雇入れ直後）
認知症高齢者や知的・精神障がい者の日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助など
（変更の範囲）
社会福祉協議会の業務全般
4. 勤務地 （雇入れ直後）
大阪狭山市権利擁護支援センター
大阪狭山市狭山1丁目862番地の5 市役所南館内
（変更の範囲）
大阪狭山市社会福祉協議会、指定管理施設
5. 受験資格 次のすべての条件を有する人
高齢者もしくは障がい者に対する相談支援又は、施設等で介護の経験のある者
普通自動車免許（AT限定可）
※社会福祉士等、福祉に関する国家資格等があれば尚可
6. 勤務条件等
○給与 208,400円（月額）
このほか、通勤手当・時間外勤務手当の諸手当がそれぞれの規程に応じて支給
○勤務時間・休日等 原則、午前9時から午後5時15分
土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み
※休日に勤務する場合は、振り替え
○社会保険等 健康保険、厚生年金、雇用保険加入
○その他 大阪狭山市社会福祉協議会職員就業規則によるものとする。
7. 試験方法 小論文・面接試験
○小論文については、テーマ「日常生活自立支援事業を担当するにあたり、あなたはどうのような支援をしたいと考えますか」について、400字詰原稿用紙2枚以内に書いて下さい。
○小論文は、受験申込時に必要書類と併せて提出して下さい。
○小論文は、市販の原稿用紙またはパソコンからフォーマットを使っても結構です。（パソコン入力可）
8. 面接試験日及び場所
○日 時：令和7年7月17日（木）時間は各応募者に電話連絡します。
○場 所：大阪狭山市立心身障害者福祉センター及び母子・父子福祉センター
「さつき荘」
大阪狭山市今熊1-85

9. 合否通知 試験実施後 5 日前後（全受験者に対し、合否にかかわらず通知します）
10. 採用 令和 7 年 8 月 1 日又は 9 月 1 日 嘱託採用
※試用期間は、採用日より 3 ヶ月間
※採用後、試用期間中又は試用期間終了時に、不適当と思われる場合は採用を取消すことがあります。
11. 受験手続
○受付期間：令和 7 年 7 月 10 日（木）まで
平日 午前 9 時から午後 5 時 30 分まで
※郵送の場合は、10 日（木）までに届いたものに限り受け付けます。
○提出書類：(1)履歴書(写真貼付)
(2)職務経歴書
(3)小論文
(4)運転免許証のコピー
12. 申し込み・問い合わせ 大阪狭山市社会福祉協議会 担当(古根川・村田)
〒589-0021 大阪狭山市今熊 1 丁目 8 5 番地
TEL 072-367-1761